



埼玉県報

号外第58号
令和3年(2021年)
12月22日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）における立候補予定者説明会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第八十九号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和三年十二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年一月七日 午後一時三十分

二 場所 坂戸市役所二階二〇一会議室

告示

埼玉県選管告示第九十号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和三年十二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 登録基準日 令和四年一月二十日

（ただし、年齢については令和四年一月三十日）

二 登録日 令和四年一月二十日

告 示

埼玉県選管告示第九十一号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、一月二十一日とする。

令和三年十二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文